子ども・子育て支援新制度の概要について

1. 子ども・子育て支援新制度とは

- ○平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援関連3法」に基づく制度
- ○幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量を充実 させることを目的とする
- ○子育て当事者の意見を反映させた「区市町村子ど も・子育て支援事業計画」を策定するなど、より 地域の実情に沿った子育て支援施策の展開を目指 す



2. 今後取り組むべき課題

- ○質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- ○保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・ 待機児童の解消
 - ・地域の保育の支援
 - ・教育・保育の質的改善
- ○地域の子ども・子育て支援を充実



3. 制度の創設

- ○認定こども園制度の改善
- ・新たな幼保連携型認定こども園の創設
- ・認可・指導権限を一本化し、認可権限を大都市に移譲
- ○子どものための教育・保育給付の共通化
 - ・施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)の創設
 - ・地域型保育給付(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型 保育、事業所内保育)の創設
- ○地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・ 妊婦や乳児に関する事業
 - ・多様な保育サービスの充実に関する事業
 - ・地域での子育て支援に関する事業

など13事業を法定化

4. 子ども・子育て支援事業計画とは

- ○子ども・子育て家庭の実態に応じた事業を計画的に推進するため、 5年を1期として、地方自治体に策定が義務付けられたもの
- ○計画を定める際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等 を勘案するよう努めることが法定 (ニーズ調査の実施)
- ○計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ審議会その他合議 制の機関を設置している場合はその意見を聞かなければならない

<子ども・子育て支援事業計画の主な内容>

- ○幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、区市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定める
- ○産休・育休後の保育施設等の円滑な利用の確保
- ○ワークライフバランスに係る施設との連携、等



5. 子ども・子育て会議とは

- ○子ども・子育て支援の事業・給付を、子ども・子育て当事者やニーズに合ったものとするため、子どもの保護者や事業主代表、子ども・子育て支援事業に関わる者等の意見を反映させるために設置(国は必置、地方自治体は努力義務)
- ○区市町村における子ども・子育て会議では、区市町村子ども子育 て支援事業計画の策定に意見を述べるだけでなく、支援施策の実 態状況について評価等を行う役割を担う

<子ども・子育て会議の役割>

以下の事項について意見を述べること

- ○区市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
- ○教育・保育施設を給付対象として確認する際の利用定員の設定
- ○地域型保育事業を給付対象として確認する際の利用定員の設定
- ○子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に 関し必要な事項、及び当該施策の実施状況

6. 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提 供 (イメージ) 子ども・子育て家庭の状況及び需要 満3歳以上の子どもを持 満3歳未満の子どもを持 つ、保育を利用せず家庭 つ、保育を利用する家庭 で子育てを行う家庭 満3歳未満の子どもを持 満3歳以上の子どもを持 つ、保育を利用せず家庭 つ、保育を利用する家庭 で子育てを行う家庭 ニーズ調査による需要の調査・把握 ŧ 子育 区市町村子ども・子育て支援事業計画の策定 反 会議 計画的な整備・事業の実施 子どものための教育・保育給付 施設型給付 地域型保育給付 (認定こども園、幼稚園、保 (小規模保育、家庭的保育、 育所) 居宅訪問型保育、事業所内保 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定 地域子育て支援拠点事業 · 延長保育事業 一時預かり · 病児 · 病後児保育事業 · 乳児家庭全戸訪問事業、等

・放課後児童クラブ